

十五 第 68 条の 27((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(生産等設備等の範囲)</p> <p>68 の 27-1 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項、第 6 項又は第 7 項</u>……………</p> <p>(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)</p> <p>68 の 27-3 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………<u>器具及び備品で、一の生産等設備を構成するもの</u>……………</p> <p style="padding-left: 2em;">…<u>100 万円</u>……………<u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号、第 6 項各号若しくは第 7 項各号</u>……………</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 27-4 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………<u>器具及び備品で、一の生産等設備を構成するもの</u>……………</p> <p style="padding-left: 2em;">…<u>100 万円</u>……………<u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号、第 6 項各号若しくは第 7 項各号</u>……………</p> <p>(備) ……………</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 27-8 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………<u>措置法令第 28 条の 9 第 5 項、第 8 項及び第 10 項</u>……………</p> <p>……</p> <p>(1) ……………</p>	<p>(生産等設備等の範囲)</p> <p>68 の 27-1 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項又は第 6 項</u>……………</p> <p>(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)</p> <p>68 の 27-3 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………<u>器具及び備品</u>……………<u>500 万円</u>……………<u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号若しくは第 6 項各号</u>……………</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 27-4 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………<u>器具及び備品</u>……………<u>500 万円</u>……………<u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号若しくは第 6 項各号</u>……………</p> <p>(備) ……………</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 27-8 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………<u>措置法令第 28 条の 9 第 5 項、第 7 項及び第 9 項</u>……………</p> <p>……</p> <p>(1) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p><u>(開発研究の意義)</u></p> <p><u>68の27-9の2 工業用機械等に係る措置法令第28条の9第7項第1号イに規定する開発研究（以下「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。</u></p> <p>(1) <u>新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u></p> <p>(2) <u>新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u></p> <p>(3) <u>(1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u></p> <p>(4) <u>現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u></p> <p><u>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</u></p> <p><u>68の27-9の3 工業用機械等に係る措置法令第28条の9第7項第1号イに規定する「専ら開発研究（……）の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(委託研究先への資産の貸与)</u></p> <p><u>68の27-9の4 連結法人が、その取得又は製作をした措置法第68条の27第1項の規定に係る措置法第45条第1項の表の第2号の第3欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先におい</u></p>	<p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>て当該器具及び備品が専ら当該連結法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該連結法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</u></p> <p>(特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>68 の 27-10 ……………</p> <p>……………取得又は建設をする……………</p> <p>……………</p> <p>(取得価額の合計額が 10 億円を超えるかどうか等の判定)</p> <p>68 の 27-11 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>器具及び備品で、一の生産等設備を構成するもの</u>……………</p> <p>……………<u>100 万円</u>……………<u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号、第 6 項各号若しくは第 7 項各号</u>……………</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>68 の 27-14 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>措置法第 45 条第 1 項の表の第 1 号から第 3 号までの第 2 欄</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>68 の 27-10 ……………</p> <p>……………取得する……………</p> <p>……………</p> <p>(取得価額の合計額が 10 億円を超えるかどうか等の判定)</p> <p>68 の 27-11 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>器具及び備品</u>……………<u>500 万円</u>……………<u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号若しくは第 6 項各号</u>……………</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>68 の 27-14 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>措置法第 45 条第 1 項の表の各号の第 2 欄</u>……………</p>

十六 第 68 条の 31 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(公共職業安定所の長の証明)</p> <p>68 の 31-2 <u>措置法令第 39 条の 60 第 1 項から第 4 項まで</u>……………<u>提示</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>68 の 31-4 <u>措置法令第 39 条の 60 第 1 項、第 2 項第 1 号及び第 4 項</u>……………</p> <p>……………<u>同条第 2 項第 3 号</u>……………</p>	<p>(公共職業安定所の長の証明)</p> <p>68 の 31-2 <u>措置法令第 39 条の 60 第 2 項から第 6 項まで</u>……………<u>呈示</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>68 の 31-4 <u>措置法令第 39 条の 60 第 3 項、第 4 項第 1 号及び第 6 項</u>……………</p> <p>……………<u>同条第 4 項第 3 号</u>……………</p>

十七 第 68 条の 43 ((海外投資等損失準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる<u>特定株式等</u>の取得の意義)</p> <p>68 の 43-1 ……………</p> <p>……………<u>特定株式等 (以下「特定株式等」という。)</u>……………分</p> <p>社型分割若しくは<u>現物出資</u>に伴う取得……………<u>代物弁済</u>による取得、合</p> <p>併若しくは……………<u>新株予約権</u>……………</p> <p>(積立限度額の計算の基礎となる取得価額)</p>	<p>(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる<u>新增資資源株式等</u>の取得の意義)</p> <p>68 の 43-1 ……………</p> <p>……………<u>新增資資源株式等 (同号ハに規定する資源特定債権を除く。)</u></p> <p>……………<u>分社型分割</u>に伴う取得……………<u>代物弁済</u>による取得、<u>資</u></p> <p><u>本準備金の額の減少に伴う資本金の額若しくは出資金の額の増加による取得、</u></p> <p><u>内国法人である特定法人 (同条第 1 項に規定する特定法人をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>の行う利益準備金の額の減少に伴う資本金の額若しくは出資金の額の増加によ</u></p> <p><u>る取得、合併若しくは……………現物出資による取得又は連結基本通達 2</u></p> <p><u>- 1 - 36 ㉞ 1 に定める転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(積立限度額の計算の基礎となる取得価額)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 43-2 .....  .....特定株式等.....</p> <p>(特定株式等の取得の日の判定)</p> <p>68 の 43-3 .....  .....特定法人 (同項に規定する特定法人をいう。以下同じ。) .....  .....連結基本通達 1-7-1 に定める日.....</p> <p>68 の 43-6 <u>削 除</u></p> <p>68 の 43-10 <u>削 除</u></p>	<p>68 の 43-2 .....  .....特定株式等 (同条第 1 項に規定する特定株式等をいう。以下同  じ。) .....  </p> <p>(特定株式等の取得の日の判定)</p> <p>68 の 43-3 .....  .....特定法人.....連結基本通達 1-7-1 に定める日、  <u>購入の場合には一般の例により購入の日とされる日</u>.....</p> <p><u>(償還期間の判定)</u></p> <p>68 の 43-6 <u>措置法令第 39 条の 72 第 4 項第 2 号において償還期間が 10 年以上で  あるかどうかは、次に掲げる場合は、次による。</u></p> <p>(1) <u>貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの  貸付金ごとに返済期限が定められているときは、それぞれの貸付金額につき  その貸付けの日からそれぞれの返済期限までの期間による。</u></p> <p>(2) <u>貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの  貸付金の返済期限が全て同一の期日をもって定められているときは、それぞ  れの貸付けの日からその返済期限までの期間による。</u></p> <p>(3) <u>貸付けが一定の期間内に分割して行われ、かつ、その返済が全体として賦  払とされている場合には、最初に貸し付けられた金額から順次返済されるも  のとしたときにおけるそれぞれの貸付けの日からその賦払金の支払の期日ま  での期間による。</u></p> <p><u>(株式と貸付金等とがある場合の取崩し)</u></p> <p>68 の 43-10 <u>海外投資等損失準備金の積立ては、特定法人別に、かつ、株式、貸</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p> <p style="text-align: center;">(資本の払戻しをした場合の海外投資等損失準備金の取崩しの計算)</p> <p><u>68の43-11 海外投資等損失準備金に係る特定法人の特定株式等が当該特定法人の行う資本の払戻しの対象となった場合における措置法第68条の43第4項(第5号に係る部分に限る。)の規定により益金の額に算入する金額(以下68の43-11において「益金算入額」という。)は、法第61条の2第17項の規定により同条第1項第2号に規定するその有価証券の譲渡に係る原価の額とされる金額となるのであるが、連結法人が、当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額に令第119条の9第1項に規定する割合を乗じて計算した金額をもって益金算入額とした場合には、これを認める。</u></p> <p style="text-align: center;">(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>68の43-16 .....</p>	<p><u>付金又は社債の別に行うのであるから、当該連結法人の措置法第68条の43第3項又は第4項第1号から第5号までの規定による益金算入額は、これらの区分ごとに計算することに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">(債権の返済等を受けた場合の取崩し)</p> <p><u>68の43-11 連結法人が、措置法第68条の43第2項第6号ハに規定する資源特定債権(同法第55条第2項第6号ハに規定する資源特定債権を含む。)に該当する債権につき海外投資等損失準備金を積み立てている場合における措置法第68条の43第4項の規定の適用については、その債権の一部について返済を受け又は放棄をした場合には同項第1号の規定により、債権につき回収ができなため貸倒れとして経理した場合には同項第5号の規定により、それぞれ当該債権に係る海外投資等損失準備金の取崩しを行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>68の43-16 .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>措置法令第 39 条の 72 第 10 項</u>……………</p> <p>(換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>68 の 43-17 ……………</p> <p>……………<u>株式等</u>……………</p>	<p>……………<u>措置法令第 39 条の 72 第 13 項</u>……………</p> <p>(換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>68 の 43-17 ……………</p> <p>……………<u>株式等又は資源特定債権</u>……………</p>

十八 第 68 条の 43 の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>第68条の43の2(新事業開拓事業者投資損失準備金)関係</b></p> <p><u>(新事業開拓事業者投資損失準備金に係る組合事業の帰属損益額の経理の方法)</u></p> <p><u>68の43の2-1 措置法第68条の43の2第1項の規定の適用対象となる新事業開拓事業者の株式を有する連結法人が、同項に規定する投資事業有限責任組合に係る組合事業(当該投資事業有限責任組合において営まれる事業をいう。)の帰属損益額(連結基本通達18-1-1の2の「帰属損益額」をいう。)について、連結基本通達18-1-2(2)又は(3)の方法により各連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入する金額を計算している場合であっても、措置法規則第22条の46第4項に規定する書類を当該連結事業年度の連結確定申告書に添付するとともに、例えば、当該連結法人の財務諸表の注記等において当該新事業開拓事業者の株式の帳簿価額を投資事業有限責任組合ごとに区分して記載するなど財務諸表に新事業開拓事業者の株式を有していることを表示し、かつ、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付する法人税申告書別表五の二(一)の「連結利</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>益積立金額の計算に関する明細書」に当該新事業開拓事業者の株式の帳簿価額を記載しているときには、当該新事業開拓事業者の株式を対象として措置法第68条の43の2第1項の規定を適用することができる。</u></p>	

十九 第68条の43の3（特定事業再編投資損失準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第68条の43の3（特定事業再編投資損失準備金）関係</u></p> <p><u>（海外投資等損失準備金の取扱いの準用）</u></p> <p><u>68の43の3-1 特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた特定事業再編投資損失準備金を含む。）の積立額の損金算入等については、68の43-1、68の43-2、68の43-11から68の43-15まで及び68の43-18の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>（債権の返済等を受けた場合の取崩し）</u></p> <p><u>68の43の3-2 連結法人が、措置法第68条の43の3第1項第1号に規定する特定債権（同法第55条の3第1項第1号に規定する特定債権を含む。）に該当する債権につき特定事業再編投資損失準備金を積み立てている場合における措置法第68条の43の3第4項の規定の適用については、その債権の一部について返済を受け又は放棄をした場合には同項第2号の規定により、債権につき回収ができないため貸倒れとして経理した場合には同項第6号の規定により、それぞれ当該債権に係る特定事業再編投資損失準備金の取崩しを行うものとする。</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>



二十 第 68 条の 55 (〔保険会社等の異常危険準備金〕関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(通常の掛金率及び特別の安全率の意義)</p> <p>68 の 55-3 ……………<u>同条第 1 項第 6 号に規定する火災等共済組合</u>……………</p> <p>……………<u>同条第 4 項</u>……………</p>	<p>(通常の掛金率及び特別の安全率の意義)</p> <p>68 の 55-3 ……………<u>火災共済協同組合</u>……………<u>同項</u>……………</p> <p>…</p>

二十一 第 68 条の 61 (〔探鉱準備金又は海外探鉱準備金〕関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(償還期間の判定)</p> <p><u>68 の 61-18 措置法令第 39 条の 88 第 17 項において償還期間が 10 年以上であるかどうかは、次に掲げる場合は、次による。</u></p> <p><u>(1) 貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの貸付金ごとに返済期限が定められているときは、それぞれの貸付金額につきその貸付けの日からそれぞれの返済期限までの期間による。</u></p> <p><u>(2) 貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの貸付金の返済期限が全て同一の期日をもって定められているときは、それぞれの貸付けの日からその返済期限までの期間による。</u></p> <p><u>(3) 貸付けが一定の期間内に分割して行われ、かつ、その返済が全体として賦払とされている場合には、最初に貸し付けられた金額から順次返済されるものとしたときにおけるそれぞれの貸付けの日からその賦払金の支払の期日までの期間による。</u></p> <p>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p>68 の 61-19 ……………</p>	<p>(新 設)</p> <p>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p>68 の 61-18 ……………</p>

二十二 第 68 条の 63 ((沖縄の認定法人の連結所得の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(実質的に同一であると認められる者の意義)</p> <p>68 の 63-1 措置法規則第 22 条の 61 第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号…………… ……</p> <p>(軽減対象所得金額等に係る益金の額)</p> <p>68 の 63-2 ……………<u>連結所得の金額</u>……………<u>同条第 3 項に規定する連結所得の金額</u>…………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… <u>(注) 措置法令第 39 条の 90 第 6 項に規定する特定事業軽減対象連結欠損金額(以下「特定事業軽減対象連結欠損金額」という。)</u>及び同条第 10 項第 1 号イに規定する個別所得金額を計算する場合の益金の額についても、同様とする。</p> <p>(軽減対象所得金額等に係る損金の額)</p> <p>68 の 63-3 <u>措置法令第 39 条の 90 第 3 項に規定する連結所得の金額</u>…………… …… (1) …………… (2) …………… (3) …………… <u>(注) 特定事業軽減対象連結欠損金額及び同条第 10 項第 1 号イに規定する個別所得金額を計算する場合の損金の額についても、同様とする。</u></p> <p>(支払利子の区分の特例)</p>	<p>(実質的に同一であると認められる者の意義)</p> <p>68 の 63-1 措置法規則第 22 条の 61 第 1 項第 2 号……………</p> <p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>68 の 63-2 ……………<u>軽減対象連結所得金額 (以下「軽減対象連結所得金額」という。)</u>……………<u>軽減対象連結所得金額</u>…………… (1) …………… (2) …………… (3) ……………</p> <p>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</p> <p>68 の 63-3 <u>軽減対象連結所得金額</u>…………… (1) …………… (2) …………… (3) ……………</p> <p>(支払利子の区分の特例)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 63-5 .....<u>措置法令第 39 条の 90 第 8 項</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(共通費用の額の配分基準の継続)</p> <p>68 の 63-6 <u>措置法令第 39 条の 90 第 8 項</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>68 の 63-7 <u>削 除</u></p> <p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>68 の 63-8 <u>措置法第 68 条の 63 第 4 項</u>.....</p>	<p>68 の 63-5 .....<u>措置法令第 39 条の 90 第 6 項</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(共通費用の額の配分基準の継続)</p> <p>68 の 63-6 <u>措置法令第 39 条の 90 第 6 項</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p><u>(常時使用する従業員の範囲)</u></p> <p>68 の 63-7 <u>措置法令第 39 条の 90 第 7 項に規定する「常時使用する従業員」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、事務員等（役員を除く。）によって判定することに留意する。</u></p> <p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>68 の 63-8 <u>措置法第 68 条の 63 第 3 項</u>.....</p>

二十三 第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>68 の 63 の 2-3 <u>措置法第 68 条の 63 の 2 第 3 項</u>.....</p>	<p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>68 の 63 の 2-3 <u>措置法第 68 条の 63 の 2 第 2 項</u>.....</p>

二十四 第 68 条の 66 ((交際費等の損金不算入)) 関係

改 正 後	改 正 前
(交際費等の意義)	(交際費等の意義)
68 の 66 (1) -1 <u>措置法第 68 条の 66 第 4 項</u> .....	68 の 66 (1) -1 <u>措置法第 68 条の 66 第 3 項</u> .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(4) .....	(4) .....
(5) .....	(5) .....
(交際費等に含まれる費用の例示)	(交際費等に含まれる費用の例示)
68 の 66 (1) -18 .....	68 の 66 (1) -18 .....
..... <u>措置法第 68 条の 66 第 4 項第 2 号</u> .....	..... <u>措置法第 68 条の 66 第 3 項第 2 号</u> .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(4) .....	(4) .....
(5) .....	(5) .....
(6) .....	(6) .....
(7) .....	(7) .....
(8) .....	(8) .....
(9) .....	(9) .....
(10) .....	(10) .....
(11) .....	(11) .....
(飲食その他これに類する行為の範囲)	(飲食その他これに類する行為の範囲)

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 66(1)-18 の 2 <u>措置法第 68 条の 66 第 4 項</u>……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>(交際費等の支出の相手方の範囲)</p> <p>68 の 66(1)-25 <u>措置法第 68 条の 66 第 4 項</u>……………</p> <p>(交際費等の支出の方法)</p> <p>68 の 66(1)-26 ……………<u>措置法第 68 条の 66 第 4 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>⑥ ……………<u>飲食費</u>……………<u>措置法第 68 条の 66 第 4 項第 2 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(交際費等の損金不算入額を計算する場合の連結親法人の資本金の額又は出資金の額等)</p> <p>68 の 66(2)-1 <u>措置法第 68 条の 66 第 2 項</u>……………</p> <p>(原価に算入された交際費等の調整)</p> <p>68 の 66(2)-6 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 66 第 1 項又は第 2 項</u>……………</p> <p>⑥ ……………</p>	<p>68 の 66(1)-18 の 2 <u>措置法第 68 条の 66 第 3 項第 2 号</u>……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>(交際費等の支出の相手方の範囲)</p> <p>68 の 66(1)-25 <u>措置法第 68 条の 66 第 3 項</u>……………</p> <p>(交際費等の支出の方法)</p> <p>68 の 66(1)-26 ……………<u>措置法第 68 条の 66 第 3 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>⑥ ……………<u>飲食その他これに類する行為のために要する費用</u>……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 66 第 3 項第 2 号</u>……………</p> <p>(交際費等の損金不算入額を計算する場合の連結親法人の資本金の額又は出資金の額等)</p> <p>68 の 66(2)-1 <u>措置法第 68 条の 66 第 1 項</u>……………</p> <p>(原価に算入された交際費等の調整)</p> <p>68 の 66(2)-6 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 66 第 1 項</u>……………</p> <p>⑥ ……………</p>

二十五 第 68 条の 68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(引当金)</p> <p>68 の 68(4) - 10 .....</p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>68 の 68(4) - 19 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>イ .....<u>連結確定申告書等</u>.....<u>同項</u>.....</p> <p>ロ .....</p> <p>(2) .....</p> <p>イ .....<u>連結確定申告書等</u>.....</p> <p>ロ .....</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(棚卸資産に該当する土地等を譲渡した場合の取扱い)</p> <p>68 の 68(5) - 10 .....</p> <p>.....<u>連結確定申告書等</u>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(引当金)</p> <p>68 の 68(4) - 10 .....</p> <p><u>(注) 当該連結事業年度において支出した退職給与の額は、法人税法等の一部を改正する法律 (平成 14 年法律第 79 号) 附則第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定による当該連結事業年度の退職給与引当金勘定の取崩しに係る益金算入額を控除した金額 (当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。) による。</u></p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>68 の 68(4) - 19 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>イ .....<u>同条第 10 項に規定する法人税申告書 (以下「法人税申告書」という。)</u> .....<u>同条第 1 項</u>.....</p> <p>ロ .....</p> <p>(2) .....</p> <p>イ .....<u>法人税申告書</u>.....</p> <p>ロ .....</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(棚卸資産に該当する土地等を譲渡した場合の取扱い)</p> <p>68 の 68(5) - 10 .....</p> <p>.....<u>法人税申告書</u>.....</p> <p>(注) .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p> <p>68の68(5)－32 ……………</p> <p>……………<u>連結確定申告書等</u>……………</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>68の68(5)－33 ……………</p> <p>……………<u>連結確定申告書等</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>68の68(6)－12 ……………</p> <p>……………<u>連結確定申告書等</u>……………<u>連結確定申告書等</u>……………</p> <p>………</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>68の68(6)－13 ……………</p> <p>……………<u>連結確定申告書等</u>……………</p>	<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p> <p>68の68(5)－32 ……………</p> <p>……………<u>法人税申告書</u>……………</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>68の68(5)－33 ……………</p> <p>……………<u>法人税申告書</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>68の68(6)－12 ……………</p> <p>……………<u>法人税申告書</u>……………<u>法人税申告書</u>……………</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>68の68(6)－13 ……………</p> <p>……………<u>法人税申告書(修正申告書を除く。)</u>……………</p>

二十六 第 68 条の 69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(引当金)</p> <p>68 の 69(4) - 10 .....</p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>68 の 69(4) - 19 .....</p> <p>(1) .....<u>連結確定申告書等</u>.....</p> <p>(2) .....</p> <p>⑥ 1 .....</p> <p>2 .....</p>	<p>(引当金)</p> <p>68 の 69(4) - 10 .....</p> <p>⑥ <u>当該連結事業年度において支出した退職給与の額は、法人税法等の一部を改正する法律 (平成 14 年法律第 79 号) 附則第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定による当該連結事業年度の退職給与引当金勘定の取崩しに係る益金算入額を控除した金額 (当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。) による。</u></p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>68 の 69(4) - 19 .....</p> <p>(1) .....<u>措置法規則第 22 条の 63 に規定する法人税申告書</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(2) .....</p> <p>⑥ 1 .....</p> <p>2 .....</p>

二十七 第 68 条の 78 ~ 第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(福利厚生施設の範囲)</p> <p>68 の 78(1) - 18 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号及び第 4 号</u>.....</p> <p>.....<u>措置法令第 39 条の 7 第 2 項、第 4 項及び第 7 項</u>.....</p>	<p>(福利厚生施設の範囲)</p> <p>68 の 78(1) - 18 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号及び第 5 号</u>.....</p> <p>.....<u>措置法令第 39 条の 7 第 2 項、第 4 項及び第 8 項</u>.....</p>



改 正 後	改 正 前
<p>(事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義)</p> <p>68 の 78(1) - 19 .....            .....<u>同表の第 4 号</u>.....<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号</u>.....</p> <p>(事務所等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲)</p> <p>68 の 78(1) - 20 .....            .....<u>同表の第 4 号</u>.....<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号</u>.....            .....</p> <p>(事務所等の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>68 の 78(1) - 21 .....            .....<u>同表の第 4 号</u>.....<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号</u>.....            (注) 1 .....            2 .....</p> <p>(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>68 の 78(1) - 22 .....<u>取得を</u>.....<u>掲げる資産</u>.....            ...<u>同欄に掲げる資産</u>.....            .....<u>掲げる資産</u>.....            (注) .....</p> <p><u>(土地が共有地である場合の面積)</u></p>	<p>(事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義)</p> <p>68 の 78(1) - 19 .....            .....<u>同表の第 5 号</u>.....<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 5 号</u>.....</p> <p>(事務所等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲)</p> <p>68 の 78(1) - 20 .....            .....<u>同表の第 5 号</u>.....<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 5 号</u>.....            .....</p> <p>(事務所等の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>68 の 78(1) - 21 .....            .....<u>同表の第 5 号</u>.....<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 5 号</u>.....            (注) 1 .....            2 .....</p> <p>(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>68 の 78(1) - 22 .....<u>取得が</u>.....<u>規定する譲渡資産</u>.....            .....<u>当該譲渡資産</u>.....            .....<u>規定する譲渡資産</u>.....            (注) .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68の78(1)－24 <u>連結法人が土地に係る共有持分（借地権に係る準共有持分を含む。以下68の78(1)－24において同じ。）を譲渡し、又は取得した場合における措置法第68条の78第1項の表の第2号の下欄及び第7号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、当該土地等の面積にその譲渡又は取得をした共有持分の割合を乗じて計算した面積による。</u></p>	<p>68の78(1)－24 <u>削 除</u></p>
<p><u>（仮換地が指定された土地の面積）</u></p>	
<p>68の78(1)－25 <u>連結法人が土地区画整理法等により仮換地の指定を受けた土地を譲渡し、又は取得した場合における措置法第68条の78第1項の表の第2号の下欄及び第7号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、当該仮換地の面積による。</u></p>	<p>68の78(1)－25 <u>削 除</u></p>
<p><u>（土地が借地権等を設定されている場合等の面積）</u></p>	
<p>68の78(1)－26 <u>連結法人が借地権等（借地権その他の土地の上に存する権利をいう。以下68の78(1)－26において同じ。）又は借地権等の設定されている土地（底地）を譲渡し、又は取得した場合における措置法第68条の78第1項の表の第2号の下欄及び第7号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、当該借地権等の目的となっている土地又は当該借地権等の設定に係る土地の面積による。</u></p>	<p>68の78(1)－26 <u>削 除</u></p>
	<p><u>（交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹）</u></p>
<p>68の78(1)－29 <u>削 除</u></p>	<p>68の78(1)－29 <u>措置法第68条の78第1項の表の第7号の上欄に規定する「当該土地等の譲渡」又は同号の下欄に規定する「当該土地等の当該取得」には、交換による譲渡（措置法第65条第1項第2号に規定する交換による譲渡を含</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 78(1) - 30 削 除</p> <p><u>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</u></p> <p>68 の 78(1) - 31 の 2 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 10 号の譲渡資産に係る措置法令第 39 条の 7 第 8 項第 1 号及び第 9 項第 2 号ロに規定する海洋運輸業又は沿海運輸業は、海洋又は沿海において営む運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、<u>海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。</u></p> <p>④ <u>これらの規定に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類（総務省）の「小分類 451 外航海運業」又は「小分類 452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</u></p>	<p><u>む。）又は交換による取得を含むものとする。</u></p> <p>④ <u>同号に規定する交換による土地等の譲渡に伴い当該土地等に生立する果樹を譲渡した場合には、当該果樹に係る譲渡についてのみ措置法第 68 条の 78 の規定の適用があり、当該土地等に係る譲渡については、たとえ、措置法第 68 条の 72 又は第 68 条の 73 の規定の適用を受けないときにおいても、措置法第 68 条の 78 の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義)</u></p> <p>68 の 78(1) - 30 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号の上欄に規定する「当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの」又は同号の下欄に規定する「当該土地等の当該取得若しくは第 65 条第 1 項第 2 号に規定する交換による取得に伴い……取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの」とは、<u>当該土地等に現に生立する果樹を当該土地等の譲渡又は取得に伴い譲渡し又は取得する場合における当該果樹をいうのであるから留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78(3) - 12 ……………</p> <p>……………第 68 条の 13、<u>第 68 条の 14</u>、第 68 条の 15、第 68 条の 15 の 3、 第 68 条の 15 の 4、<u>第 68 条の 15 の 6</u>、第 68 条の 16、第 68 条の 17、<u>第 68 条 の 19</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3) - 13 ……………</p> <p>……………第 68 条の 13、<u>第 68 条の 14</u>、第 68 条の 15、第 68 条の 15 の 3、 第 68 条の 15 の 4、<u>第 68 条の 15 の 6</u>、第 68 条の 16、第 68 条の 17、<u>第 68 条 の 19</u>……………</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>68 の 78(4) - 8 <u>措置法規則第 22 条の 69 第 10 項</u>……………</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>68 の 78(5) - 3 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条の 69 第 3 項から第 5 項まで</u>……………</p>	<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78(3) - 12 ……………</p> <p>……………第 68 条の 13、第 68 条の 15、第 68 条の 15 の 3、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 16、第 68 条の 17、<u>第 68 条の 20</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3) - 13 ……………</p> <p>……………第 68 条の 13、第 68 条の 15、第 68 条の 15 の 3、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 16、第 68 条の 17、<u>第 68 条の 20</u>……………</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>68 の 78(4) - 8 <u>措置法規則第 22 条の 69 第 11 項</u>……………</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>68 の 78(5) - 3 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条の 69 第 4 項から第 6 項まで</u>……………</p>

二十八 第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 10 款 その他</u></p> <p>(非関連者を通じて行う取引の例示)</p> <p><u>68 の 88(10) -1 措置法令第 39 条の 112 第 8 項に規定する「連結法人と……非関連者 (……) との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引の対象となる資産、役務その他のものが……国外関連者に販売、譲渡、貸付けその他の方法によって移転又は提供されること」には、例えば、連結法人と保険契約を締結することにより非関連者が引き受けた保険責任について、国外関連者が再保険を引き受けることが含まれることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

二十九 第 68 条の 90～第 68 条の 93 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</p> <p>68 の 90-10 の 2 ……………</p> <p>……………<u>第 61 条の 4 第 2 項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</p> <p>68 の 90-10 の 2 ……………</p> <p>……………<u>第 61 条の 4 第 1 項括弧書</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

三十 第 68 条の 99 ((社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>68 の 99-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>.....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p> <p>(7) .....<u>肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療</u>..... .....<u>通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者</u>.....</p> <p>(8) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づいてした指定特定医療について、当該医療法人が当該支給認定患者等から直接収受するいわゆる自己負担額</u></p> <p>(9) <u>児童福祉法の規定に基づいてした指定小児慢性特定疾病医療支援について、当該医療法人が当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者から直接収受するいわゆる自己負担額</u></p> <p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>68 の 99-4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) 配賦の対象となる引当金勘定.....</p>	<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>68 の 99-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>.....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p> <p>(7) .....<u>障害児施設医療</u>.....<u>施設給付決定保護者</u>..... .....</p> <p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>68 の 99-4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) 1 <u>配賦の対象となる退職給与の額は、法人税法等の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 79 号) 附則第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定による当該</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>連結事業年度の退職給与引当金勘定の取崩しに係る益金算入額を控除した金額（当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。）による。</u></p> <p>2 配賦の対象となる引当金勘定……………</p>

### 三十一 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>（経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合）</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 145 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年財務省令第 28 号）をいう。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（連結納税編）の取扱いの例による。</u></p>	<p>（新 設）</p>